

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月5日（木）午後2時00分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （13人）

会長	14番	吉田 俊章
委員	1番	川崎 豊洋
	2番	坂口 登
	3番	石島 直
	4番	水田武次郎
	5番	鬼石 輝彦
	6番	小道 忠雄
	7番	辻 松朗
	9番	小川 龍也
	10番	堀 勝郎
	11番	永渕久留美
	12番	中尾 昭一
	13番	永石 研弘

欠席委員（1人）

8番 木下 敏恵

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

- 第2 議案第 138号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第 139号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 議案第 140号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 議案第 141号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
 農用地利用集積計画の決定について
 議案第 142号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
 農用地利用集積計画の決定について
 （農地中間管理機構との売買）

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸
農地係長 中川 博文
主 査 西村 壽真

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から平成28年度第32回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それではさっそく審議に入りたいと思います。それでは議事録署名者ですが11番の永淵委員と13番の永石委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>本日の提出議案は138号が1件、139号が3件、140号が3件、141号が2件、142号が1件となっています。</p> <p>それでは議案第138号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1番説明)</p> <p>平成23年4月から5年間の基盤強化法貸借借設定をしていたが、他の人と賃借するため合意解約となっています。</p>
議長	<p>小道委員調査・報告をお願いします・</p>
小道委員	<p>両方に会って話をしましたが、借り人が耕作出来なくなったという事をお願いしますとの事でした。</p>
議長	<p>水田委員調査報告をお願いします</p>
水田委員	<p>小道委員の報告のとおりで作りきれなくなったとの事です。。</p>
議長	<p>それでは1番について異議ご意見ございませんか。</p>

	<p><異議なし></p>
議長	<p>それでは1番異議なしと認めます。</p>
議長	<p>それでは議案第139号。農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。この件につきまして、</p> <p>1番、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1番事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>坂口委員調査報告をお願いします。</p>
坂口委員	<p>これは譲受人が搬出用の道路を作りたいと考えていたところ、相手から話が出たので農地ごと購入をしたいという事でした。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>堀委員調査報告をお願いします。</p>
堀委員	<p>現地を確認しましたが、きちんと耕作されているところです。きちんと管理されています。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>この件についてご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ではこの件につきまして許可いたします。</p> <p>つづきまして、2番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>

議長	永石委員調査報告をお願いします。
永石委員	あっせんの対象外だったという事で一つお願いしたいとの事でした。
議長	川崎委員をお願いします・
川崎委員	永石委員の説明に間違いありません。
事務局	ここだけ農振地域に入っていませんでした。公社との取引で、農振地域だけのものという事で、これと一緒に移すという事でした。
議長	外に意見等はありませんか。
	(異議なし)
議長	それでは原案通り決定したいと思います。
議長	つづきまして3番事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	小道委員、調査報告をお願いします・
小道委員	場所は倉庫の横にあって、前から売買が行われたとの事ですが、名義が変わっていなかったとの事でよろしくお願いしたいとの事でした。
議長	中尾委員をお願いします。
中尾委員	小道委員の説明に間違いありません。
議長	それでは3番についてご質問等ありませんか。 (異議なし) それでは原案通り決定したいと思います。

議長	<p>つづきまして議案140号、農地法第5条の規定による許可申請審議について別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定出来ず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題なく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は7, 8ページとなっています。</p>
議長	<p>坂口委員調査報告をお願いします。</p>
坂口委員	<p>これは先月出た案件ですが、1筆分載っていなかったとの事で、水路があった影響で分けていたのを記載してなかったとの事でした。先月上旬で無く申し訳ないとの事でした。</p>
議長	<p>堀委員をお願いします。</p>
堀委員	<p>現地確認してきました。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>今の件につきまして、ご異議、ご意見等はございますか。 (異議なし)</p> <p>1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。2番説明を事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されます。しかし、特別の立地条件を必要とする事業の用に供するもの(土石その他の資源採取)であり、また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に</p>

議長	<p>該当する事項は認められません。説明資料は9, 10ページとなっております。</p> <p>坂口委員、調査報告をお願いします。</p>
坂口委員	<p>これは、去年の1月から農振が外れ、1年かかりましたと借り人から話がありましたが、これは採石業を営まれてる借り人が貸人は夫となりますが、賃貸借でお願いしたいとの事でした。</p>
議長	<p>鬼石委員お願いします。</p>
鬼石委員	<p>坂口委員の説明のとおりです。</p>
議長	<p>何か質問等はありませんか。</p>
川崎委員	<p>よろしいでしょうか。 ここは土地改良区の受益地で耕作放棄地として申請されていたので報告します。</p>
議長	<p>ほかございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。2番原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
議長	<p>それでは3番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明) 申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されます。しかし、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は11、12ページとなっております。</p>

議長	坂口委員調査報告をお願いします。
坂口委員	これは親子関係で、本家の家が狭く、どうしても息子夫婦が家を作るという事で早めに着工してしまった。申し訳ないという事でした。よろしくお願いします。
議長	堀委員さんお願いします。
堀委員	私も確認しましたが、すでに家は建ってました。よろしくお願いします。
議長	それでは3番意見等はございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。3番原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	それでは議案141号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、1番事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局説明) 「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」
議長	小道委員調査報告をお願いします。
小道委員	これは貸し手の土地の横が借り手の土地でお願いしたいとの事でした。
議長	水田委員お願いします。
水田委員	農機具は少ないですが、農協の職員さんなので大丈夫だろうとい

	う事でもよろしくお願ひします。
議長	1番についてご意見はございませぬか。 (異議なし)
議長	議案通り決定します。 では2番お願ひします。
事務局	(事務局説明) 「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」
議長	川崎委員調査報告をお願ひします。
川崎委員	再設定で今まで通り作りますという事でもよろしくお願ひします。
議長	永石委員お願ひします。
永石委員	両方ともにお会いしました。よろしくお願ひしますとの事でした。
議長	2番について何かございませぬか。 (異議なし) 議案通り決定します。
議長	議案142号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による所有権移転について、1番事務局説明をお願ひします。
事務局	(事務局説明) 以上の計画申請の内容はあつせんで成立した案件であり、前回総会の議案137号で譲渡人のから公社が一時的に買ひ受けたものを、〇〇に所有権移転するものです。
議長	それでは1番永石委員調査報告をお願ひします。

永石委員	太良町に新たに農業法人を立ち上げるという事で、よろしくお願 いしますとの事でした。
議長	川崎委員お願いします。
永石委員	永石委員の説明に間違いありません。
議長	何かご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	それでは原案通り決定します。
事務局	<p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたし ました。</p> <p>この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお 願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会 第32回総会を閉会いたします。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成29年 1月 5日

議 長 吉 田 俊 章

議事録署名者 永 渕 久留美

議事録署名者 永 石 研 弘